

第5期生駒市障がい者福祉計画（第1部）新旧対照表（案）

第5期計画（素案）	第4期計画
第1部 計画の基本的事項	第1部 計画の基本的事項
第1章 計画策定にあたって	第1章 計画策定にあたって
1 計画策定の背景・趣旨	1 計画策定の背景・趣旨
<p>少子高齢化社会の進展やストレス社会の広がりの中で障がい者の数は年々増加しているとともに、障がいの重度・重複化といった状況がみられます。また、障がい者及び障がい児（以下、「障がい者」という。）の介護をする家族の高齢化が一段と進んでおり、「親亡き後の問題」は一層深刻なものとなっています。さらに、人口減少社会を迎え、事故や病気による中途障がい者の雇用継続や社会復帰の重要性がこれまで以上に高まっています。</p> <p>このような中、障がい者本人のみならず、家族からの障がい者支援策の拡充に対する期待はますます高まっており、誰もが住み慣れた地域で社会と関わりながら安心して生活を継続できる仕組みづくりが重要な課題となっています。</p> <p>そのため可能な限り、全ての障がい者が身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられること及び障がい者等にとって障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものが除去されることが必要となります。</p> <p>また、「市民が創る めくもりと活力あふれるまち・生駒」をめざすためにも、「自助」「共助」「公助」の考え方が根付く取り組みが一層求められます。</p> <p>これらのことを踏まえ、①人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を築く ②健康で生きがいのある暮らしを実践する ③地域において支え合う社会を築く という3つの理念に基づき、第5期「生駒市障がい者福祉計画」を策定します。</p> <p>保健・医療・福祉サービスの総合的な提供体制の整備を図るとともに、障がい者の地域福祉の現状とニーズの把握を行い、これまでの各サービスの整備状況について評価・検証し、新たな目標達成に向けて取り組みを進めていきます。</p>	<p>少子高齢化社会が進展する中で障がい者の数は年々増加しているとともに、障がいの重度・重複化といった状況がみられます。また、障がい者及び障がい児（以下、「障がい者」という。）の介護をする家族の高齢化が一段と進んでおり、「親亡き後の問題」は一層深刻なものとなっています。</p> <p>障がい者本人のみならず、家族からの障がい者支援策の拡充に対する期待はますます高まっているとと言えます。誰もが住み慣れた地域で安心して生活を継続できる体制の整備が重要な課題となっています。</p> <p>そのため、全ての障がい者が可能な限り、その身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと及び障がい者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することが必要となります。</p> <p>また、「住民一人ひとりの想いが支える誰もが安心して暮らせるまち いこま」をめざすためにも、「自助」「共助」「公助」の考え方が根付く取り組みが一層求められます。</p> <p>これらのことを踏まえ、①個人として尊厳を保って生活できる社会を築く ②健康で生きがいのある暮らしを実践する ③地域において支え合う社会を築く という3つの理念に基づき、第4期「生駒市障がい者福祉計画」を策定します。</p> <p>保健・医療・福祉サービスの総合的な提供体制の整備を図るとともに、障がい者の地域福祉の現状とニーズの把握を行い、これまでの各サービスの整備状況について評価・検証し、新たな目標達成に向けて取り組みを進めていきます。</p>

第5期生駒市障がい者福祉計画（第1部）新旧対照表（案）

第5期計画（素案）	第4期計画
第1部 計画の基本的事項	第1部 計画の基本的事項
第1章 計画策定にあたって	第1章 計画策定にあたって
2 計画の根拠と位置づけ	2 計画の根拠と位置づけ
<p>計画については、障害者基本法第11条第3項に規定する『市町村障害者計画』、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第88条第1項に規定する『市町村障害福祉計画』及び児童福祉法第33条の20第1項に規定する『障害児福祉計画』として一体的に策定しています。</p> <p>本計画は平成27年度から平成29年度を計画期間とした本計画の前の計画である第4期「障がい者福祉計画」に続くもので、上位計画である「生駒市総合計画」等の関連計画や本市における保健・医療・福祉に関する事項を定めた他の計画と障がい者の福祉に関する事項を定めるものと調和を保ちつつ、障がい者福祉施策を推進するための基本的な指針としても位置づけています。</p>	<p>計画については、障害者基本法第11条第3項に規定する『市町村障害者計画』及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第88条第1項に規定する『市町村障害福祉計画』として一体的に策定しています。</p> <p>平成24年度から平成26年度を計画期間とした本計画の前の計画である第3期「障がい者福祉計画」を含め策定された第5期「生駒市ハートフルプラン」は、本市の保健・医療・福祉に関する総合的な計画で、「障がい者福祉計画」のほか「高齢者保健福祉計画」「介護保険事業計画」「次世代育成支援行動計画」「地域福祉計画」の「5つ」の計画で構成されていました。</p> <p>本計画では、従来の「生駒市ハートフルプラン」と同様に、上位計画である「生駒市総合計画」等の関連計画や本市における保健・医療・福祉に関する事項を定めた他の計画と障がい者の福祉に関する事項を定めるものと調和を保ちつつ、障がい者福祉施策を推進するための基本的な指針としても位置づけています。</p>
3 計画の期間	3 計画の期間
<p>第5期「生駒市障がい者福祉計画」の計画期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。</p> <p>ただし、障害者総合支援法には、計画に盛り込んだ事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずることが必要であるとされています。</p> <p>そのため、目標については、少なくとも年一回は実績を把握し、障がい者施策及び関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更、事業の見直し等の措置を講じます。なお、中間評価の際には、生駒市障がい者地域自立支援協議会（以下、「自立支援協議会」という。）の意見を聴くとともに、その結果について公表します。</p>	<p>第4期「生駒市障がい者福祉計画」の計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。</p> <p>ただし、障害者総合支援法には、計画に盛り込んだ事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずることが必要であるとされています。</p> <p>そのため、目標については、少なくとも年一回は実績を把握し、障がい者施策及び関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更、事業の見直し等の措置を講じます。なお、中間評価の際には、生駒市障がい者地域自立支援協議会（以下、「自立支援協議会」という。）の意見を聴くとともに、その結果について公表します。</p>

生駒市第5期障がい者福祉計画（第1部）新旧対照表（案）

第5期生駒市障がい者福祉計画（第1部）新旧対照表（案）	第4期計画
第1部 計画の基本的事項	第1部 計画の基本的事項
第2章 計画策定の経緯	第2章 計画策定の経緯
<p>わが国の障がい者施策は、昭和56年の「国際障害者年」を端緒として、平成7年に「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」、平成14年に「新障害者基本計画」が策定されました。</p> <p>平成15年の「支援費制度」の導入により、障がい者の生活支援に向けた施策の一層の推進が図られ、平成18年には、障がい者の自立を支援する観点から、「障害者自立支援法」が施行され、それまで障がい種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービス等を共通の制度の下で一元的に提供する仕組みが始まりました。</p> <p>その後、様々な緊急措置等を重ね、平成25年4月の法改正により改題された「障害者総合支援法」に基づき各種の支援事業を推進しています。さらに、あらゆる場で誰もが活躍できる、全員参加型の社会を目指す「ニッポン一億総活躍プラン」を受け、就労と生活に対する支援の充実や障がい児支援の多様なニーズへの対応を図る「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正がなされ、平成30年度から施行される予定です。</p> <p>また、平成18年12月には、「障害者の権利に関する条約」が国連総会において採択（平成26年1月批准）され、条約の締結に向けた国内法の整備が必要となる中、すべての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を尊重されるものであるとの理念に基づき、平成23年7月に「障害者基本法」が改正され、平成24年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行、平成25年6月に障害者基本法第4条を具現化する「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が成立し、平成28年4月から施行されました。</p> <p>本市においては、平成15年3月に「生駒市障がい者福祉計画」を策定し、その後、3年ごとに見直し策定を行っています。平成28年の障害者差別解消法の施行に加え、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が改正される状況の下、円滑なサービス利用を通じて障がい児を含む障がい者の自立や社会参加を促進するため、第5期「生駒市障がい者福祉計画」を策定しました。</p>	<p>わが国の障がい者施策は、昭和56年の「国際障害者年」を端緒として、平成7年に「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」、平成14年に「新障害者基本計画」が策定されました。</p> <p>平成15年の「支援費制度」の導入により、障がい者の生活支援に向けた施策の一層の推進が図られ、平成18年には、障がい者の自立を支援する観点から、「障害者自立支援法」が施行され、それまで障がい種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービス等を共通の制度の下で一元的に提供する仕組みが始まりました。</p> <p>その後、様々な緊急措置等を重ねながら、現在は、平成25年4月に改正になった「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づき事業を推進しています。</p> <p>また、平成18年12月には、「障害者の権利に関する条約」が国連総会において採択され、条約の締結に向けた国内法の整備が必要となる中、すべての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を尊重されるものであるとの理念に基づき、平成23年7月に「障害者基本法」が改正され、平成24年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行、平成25年6月に障害者基本法第4条を具現化する「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が成立し、平成26年1月この条約に批准したところです。</p> <p>本市においては、平成15年3月に「生駒市障がい者福祉計画」を策定し、その後、3年ごとに見直し策定を行っています。平成25年度に障害者総合支援法が施行される状況の中、障がい者の自立や社会参加の推進、また、障がい者が円滑にサービスを利用できるよう、第4期「生駒市障がい者福祉計画」を策定しました。</p>

生駒市第5期障がい者福祉計画（第1部）新旧対照表（案）

第5期生駒市障がい者福祉計画（第1部）新旧対照表（案）	第4期計画
第1部 計画の基本的事項	第1部 計画の基本的事項
第3章 計画の理念	第3章 計画の理念
<p>生駒市総合計画では、まちづくりを実現する上で、あらゆる分野において常に踏まえるべき共通の考え方として、次のとおり基本理念が定められています。</p> <p>（1）市民主体のまちづくり まちづくりの主体は市民です。市民主体のまちづくりの基本ルールを定めた生駒市自治基本条例等に基づき、あらゆる分野における、市民の参画、市民・事業者・行政の協働を推進します。</p> <p>（2）自助・共助・公助 身近な暮らしに関わるまちづくりにおいては、まず、「自助」（自分自身が行う）、次に「共助」（周囲や地域が協力する）、そして「公助」（行政が支援し、補完する）という考え方を基本とします。</p> <p>（3）持続可能な都市経営 少子・高齢化の進行、増え続ける社会保障経費、厳しい財政状況、地球環境問題の深刻化など、これまでの様々なシステムの持続可能性を大きく揺るがす変化が本市を取り巻いています。こうした変化に対応するため、既存の方法を不断に見直し、次世代へ引き継ぐための持続可能な都市経営を行います。</p> <p>これらの基本理念を受け、本市で生活するすべての市民や事業者、関係機関等の理解と協力を得ながら、「市民が創る めくもりと活力あふれるまち・生駒」の実現に向けて、第5期計画においては、次のとおり基本理念を定めます。</p>	<p>生駒市総合計画では、まちづくりを実現する上で、あらゆる分野において常に踏まえるべき共通の考え方として、次のとおり基本理念が定められています。</p> <p>（1）市民主体のまちづくり まちづくりの主体は市民です。市民主体のまちづくりの基本ルールを定めた生駒市自治基本条例等に基づき、あらゆる分野における、市民の参画、市民・事業者・行政の協働を推進します。</p> <p>（2）自助・共助・公助 身近な暮らしに関わるまちづくりにおいては、まず、「自助」（自分自身が行う）、次に「共助」（周囲や地域が協力する）、そして「公助」（行政が支援し、補完する）という考え方を基本とします。</p> <p>（3）持続可能な都市経営 少子・高齢化の進行、増え続ける社会保障経費、厳しい財政状況、地球環境問題の深刻化など、これまでの様々なシステムの持続可能性を大きく揺るがす変化が本市を取り巻いています。こうした変化に対応するため、既存の方法を不断に見直し、次世代へ引き継ぐための持続可能な都市経営を行います。</p> <p>これらの基本理念を受け、本市で生活するすべての市民や事業者、関係機関等の理解と協力を得ながら、「住民一人ひとりの想いが支える誰もが安心して暮らせるまち いこま」の実現に向けて、第4期計画においては、次のとおり基本理念を定めます。</p>

生駒市第5期障がい者福祉計画（第1部）新旧対照表（案）

第5期生駒市障がい者福祉計画（第1部）新旧対照表（案）	第4期計画
第1部 計画の基本的事項	第1部 計画の基本的事項
第3章 計画の理念	第3章 計画の理念
1 人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を築く	1 人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を築く
<p>障がい者が、基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、全ての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会づくりをめざします。就学、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の人生の節目を見据えた継続的支援の取り組みを、保健・医療・福祉・教育・就労の各分野間で連携しながら進めます。</p>	<p>障がい者が、基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、全ての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会づくりをめざして、保健・医療・福祉・教育・就労にわたる各分野において、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えた中長期的視点に立った支援の取り組みを進めます。</p>
2 健康で生きがいのある暮らしを実践する	2 健康で生きがいのある暮らしを実践する
<p>障がい者が心身共にいつまでも健康で豊かな生活を送ることができるよう、保健・医療・教育と連携した福祉サービスの充実をめざします。</p> <p>障がい者が、その意欲と能力と適性に応じた多様な働き方ができるよう、就労支援の充実を図ります。また、文化・スポーツ活動を通じた多様なコミュニケーションや自己表現により、いつでも生きがいや希望をもって社会参加を図ることができる環境整備をめざします。</p>	<p>障がい者が心身共にいつまでも健康で豊かな生活を送ることができるよう、保健・医療と連携した福祉サービスの充実をめざします。</p> <p>障がい者が、その意欲と能力と適性に応じて働くことができるよう、就労支援の充実をめざします。また、文化・スポーツ活動を通じて多様なコミュニケーションや自己表現を行い、いつでも生きがいや希望をもって社会参加を図ることができる環境整備をめざします。</p>
3 地域において支え合う社会を築く	3 地域において支え合う社会を築く
<p>障がい者が、住み慣れた地域において、それぞれの状態やニーズに合ったサービスを適切に効果的に受けられるような地域密着型の福祉を重視します。そのために生活支援センターや地域活動支援センター等の地域に密着したサービス拠点や、サービス事業者等関係機関、福祉ボランティア等と連携し、さまざまな支援をきめ細かに提供できるシステムを確立します。特に、障がい者の自立した生活を重視し、住み慣れた地域において、個々のケースに応じた適切なサポートケアを提供できるよう地域生活支援事業の円滑な運営を図ります。</p> <p>また、すべての市民が福祉の向上に対する自覚を持ち、豊かな心で、障がい者や子ども、高齢者等、支援を必要とする人も一緒に支えあう、差別やバリアのないまちづくりを進めます。</p>	<p>障がい者が、住み慣れた地域において、それぞれの状態やニーズに合ったサービスを適切に効果的に受けられるような地域密着型の福祉を重視します。それにあわせて、生活支援センターや地域活動支援センター等の地域に密着したサービス拠点や、サービス事業者等関係機関、福祉ボランティア等と連携し、各支援体制を総合的にとらえながらきめ細かに提供できるシステムを確立します。特に、障がい者の地域での生活支援を重視し、住み慣れた地域において、個々のケースに応じた適切なサポートケアを早期に提供できるよう努めます。</p> <p>また、すべての市民が身近な地域での福祉の向上に対する自覚を持ち、豊かな心で障がい者、子どもや高齢者等、支援を必要とする人に対して、様々な意見を出し合いながら支え合いの福祉の理念を実践する、バリアフリーのまちづくりに参加できる仕組みを築きます。</p>

生駒市第5期障がい者福祉計画（第1部） 新旧対照表（案）

第5期生駒市障がい者福祉計画（第1部） 新旧対照表（案）	第4期計画
第1部 計画の基本的事項	第1部 計画の基本的事項
第4章 基本的方針	第4章 基本的方針
1 生涯を通じて健康であるために	1 生涯を通じて健康であるために
<p>障がい者に係る保健・医療サービスとして、障がい等の早期発見・早期療育に努めるとともに、乳幼児期から中高年齢に至るまでの各ライフステージに応じた保健サービスの充実を図ります。また、地域の医療機関と密接に連携を図りながら、障がいの種類や程度に対応した適切な医療サービスの充実を図ります。</p>	<p>障がい者に係る保健・医療サービスとして、障がい等の早期発見・早期療育に努めるとともに、乳幼児期から中高年齢に至るまでの各ライフステージに応じた保健サービスの充実を図ります。また、地域の医療機関と密接に連携を図りながら、障がいの種類や程度に対応した適切な医療サービスの充実を図ります。</p>
2 安心して暮らし続けるために	2 安心して暮らし続けるために
<p>すべての人が、可能な限り住み慣れた地域や環境で自立した生活を送ることができるよう、疾病や事故等により心身の機能に障がいが生じた場合でも、本人の生活能力を高めるためのリハビリテーション等を重視するとともに、適切な保健・医療・福祉サービスの供給に努めます。また、福祉サービス利用者がサービス提供者と直接契約を行い、自己選択・自己決定によって必要なサービスを利用する際に、利用者にとってサービスが偏ったり不足することのないようにサービス供給体制を整備するとともに、人間としての尊厳を重視した地域ケア体制の構築に努めます。</p>	<p>すべての人が、可能な限り住み慣れた地域や環境で自立した生活を送ることができるよう、疾病や事故等により心身の機能に障がいが生じた場合でも、本人の生活能力を高めるためのリハビリテーション等を重視するとともに、適切な保健・医療・福祉サービスの供給に努めます。また、福祉サービス利用者がサービス提供者と直接契約を行い、自己選択・自己決定によって必要なサービスを利用する際に、利用者にとってサービスが偏ったり不足することのないようにサービス供給体制を整備し、また、人権の尊重を基本とし、人間としての尊厳を重視した地域ケア体制をめざします。</p>

生駒市第5期障がい者福祉計画（第1部）新旧対照表（案）

第5期生駒市障がい者福祉計画（第1部）新旧対照表（案）	第4期計画
第1部 計画の基本的事項	第1部 計画の基本的事項
第4章 基本的方針	第4章 基本的方針
3 やさしい心のまちづくりのために	3 やさしい心のまちづくりのために
<p>市民が互いに助け合い、共に生きる心を持ち、障がい者、子どもや高齢者等に配慮したやさしいまちづくりを推進します。家庭、学校、職場や地域社会においても、障がいに対する正しい理解と認識を深め、障がい者へちょっとした配慮や手助けができるよう普及啓発の取り組みを積極的に進めます。また、すべての地域住民が共に支え合う地域社会を築き上げるため、福祉ボランティア等の育成・支援に努めます。</p>	<p>市民が互いに助け合い、共に生きる心を持ち、障がい者、子どもや高齢者等に配慮したやさしいまちづくりを推進します。学校、家庭、地域社会においても、障がいに対する正しい理解と認識を深め、障がい者へちょっとした配慮や手助けができるよう普及啓発の取り組みを積極的に推進していきます。また、障がい者、子どもや高齢者等を地域住民が共に支え合う地域社会を築き上げるため、福祉ボランティア等の育成・支援に努めます。</p>
4 生きがいに満ちた生活のために	4 生きがいに満ちた生活のために
<p>障がい者の生活の質の向上を図り、ゆとりや潤いのある生活を送るために、就労支援事業所の設置や就労体験の提供、優先調達等を通じ、個人の意欲、能力や適性に応じた就労を確保できるよう積極的な支援に取り組みます。</p> <p>また、文化・スポーツ活動等の多様なコミュニケーションや自己表現の機会を設け、社会参加の促進に努めていきます。さらに、障がいの種類や程度に応じた適切な療育・教育の充実に努めます。</p>	<p>障がい者の生活の質の向上を図り、ゆとりや潤いのある生活を送るために、就労支援事業所の設置や就労体験、優先調達等を通じ、個人の意欲と能力と適性に応じた就労を確保できるよう就労支援に積極的に取り組みます。</p> <p>また、文化・スポーツ活動等の参加を通じて多様なコミュニケーションや自己表現を行うことによって、社会参加の機会の確保や促進に努めていきます。さらに、障がいの種類や程度に応じた適切な療育・教育の充実に努めます。</p>

生駒市第5期障がい者福祉計画（第1部）新旧対照表（案）

第5期生駒市障がい者福祉計画（第1部）新旧対照表（案）	第4期計画
第1部 計画の基本的事項	第1部 計画の基本的事項
第5章 重点課題	第5章 重点課題
1 地域が一体となって支える体制の整備	1 地域ぐるみで支える体制の整備
<p>本市では、今後も年々、高齢者人口の増加が予測されています。また、高齢化や長寿化に伴い、障がい者（手帳所持者）数は年々増加しています。加えて、核家族化や介護する家族の高齢化等による「家族介護力」の低下により、障がい者にとって「親亡き後の問題」は一層深刻なものとなり、社会的支援の必要性が高まっていると考えられます。</p> <p>こうしたことを背景に、福祉施策に要する費用は増加の一途をたどる一方で、その財源となる市税及び地方交付金等は伸び悩んでいる現状にあります。</p> <p>今後ますます多様化し、増大する福祉ニーズに対応していくためには、ノーマライゼーションの理念に基づき、市民の相互支援、ボランティア活動が機能している地域福祉を実現することが重要になります。「自助」「共助」「公助」の考え方が根付き、地域住民が一体となり「助け合える」「話し合える」「分かち合える」地域社会を構築することが望まれます。</p> <p>特に近年、障がい者への虐待防止や災害時の要援護者支援の必要性が高まる中、地域の見守りや支え合いを通じた地域ケア体制の整備が求められています。</p> <p>また、地域で安心して暮らせる環境を整備し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるために、相談やサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりをさらに推進する必要があります。</p>	<p>本市では、今後も年々、高齢者人口の増加が予測されています。また、障がい者（手帳所持者）人口についても高齢化と並行して年々増加しています。障がい者については、人数の増加だけでなく核家族化や介護する家族の高齢化等による「家族介護力」の低下により、「親亡き後の問題」は一層深刻なものとなり、社会的支援を必要とする人がますます増加すると考えられます。</p> <p>こうしたことを背景に、福祉施策に要する費用は増加の一途をたどる一方で、その財源となる市税及び地方交付金等は伸び悩んでいる現状にあります。</p> <p>今後ますます多様化し、増大する福祉ニーズに対応していくためには、ノーマライゼーションの理念に基づき、地域社会の資源として市民の相互支援、ボランティア活動が機能している地域福祉を実現することが重要であり、「自助」「共助」「公助」の考え方が根付いて、地域住民間のネットワークを広げ、「助け合える」「話し合える」「分かち合える」地域社会の構築が望まれます。</p> <p>特に近年、障がい者への虐待防止、災害時の要援護者支援体制の構築等、地域の見守りや支え合いを通じた地域ぐるみで支えるケア体制の整備が求められています。</p> <p>また、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等をすすめるために、相談やサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能をさらに強化する必要があるとされています。</p>

生駒市第5期障がい者福祉計画（第1部）新旧対照表（案）

第5期生駒市障がい者福祉計画（第1部）新旧対照表（案）	第4期計画
第1部 計画の基本的事項	第1部 計画の基本的事項
第5章 重点課題	第5章 重点課題
2 健康づくりと 保健・医療・福祉の連携	2 健康づくりの推進
<p>健康づくりについては、子どものころから規則正しい生活習慣を身につけるとともに、疾病予防や障がいが重度・重複化することへの予防に積極的に取り組むことが第一に重要です。</p> <p>そのため、身近な場所で自分に合った健康づくりが実践できるよう、学習や運動の機会の提供、総合的な保健・医療サービスの充実等、多様な健康支援サービスの整備及び市民への情報提供が必要です。これらの環境整備においては、関係機関との連携、健康づくりに関する市民グループ等とのネットワークづくりが求められています。</p> <p>なかでも心の病気については、社会的な偏見や正しい理解の不足もあり早期受診につながりにくい現状があります。そのため心の健康についての啓発が欠かせません。</p> <p>今後は特に、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す必要から、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者などと連携を行い、支援体制を構築していくことが必要です。</p>	<p>次代を担う子どもたちが健やかに学び、遊び、育っていくことや、障がいがあっても安心して地域で暮らせることは重要です。</p> <p>健康づくりについては、子どものころから規則正しい生活習慣を身につけるとともに、疾病予防や障がいが重度・重複化することへの予防に積極的に取り組むことが第一に重要です。</p> <p>なかでも心の病気については、社会的な偏見や正しい理解の不足もあり早期受診につながりにくい現状があります。そのため心の健康についての啓発や、市民が自ら主体的に健康づくりに取り組むことができる環境づくりは欠かせません。</p> <p>身近な場所で自分に合った健康づくりが実践できるように学習や運動の機会の提供、場の確保、市民活動への支援、総合的な保健・医療サービスの提供体制の充実等、多様な健康支援サービスメニューの整備及び広く市民に周知する情報提供が必要です。これらの環境整備においては、関係機関と連携した健康づくりに関する市民グループ等の活性化やネットワークづくりの推進が求められています。</p>

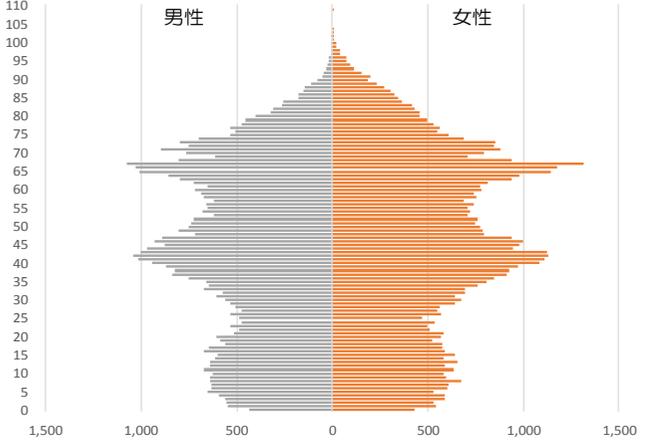
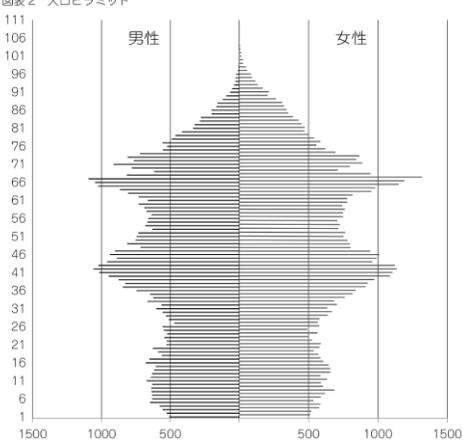
生駒市第5期障がい者福祉計画（第1部）新旧対照表（案）

第5期生駒市障がい者福祉計画（第1部）新旧対照表（案）	第4期計画
第1部 計画の基本的事項	第1部 計画の基本的事項
第5章 重点課題	第5章 重点課題
<p>生活支援サービスを提供するにあたっては、サービス利用者の人間としての尊厳と意思を尊重することが大切です。</p> <p>障害福祉サービスは、契約によって主体的にサービスを選択することができることから、利用者とサービス提供者との対等な関係を保持することが重要です。利用者の権利が侵害され不利益を被ることのないように、成年後見制度の利用支援等の権利擁護に向けたサポート体制を充実させることも必要です。</p> <p>サービス利用希望者が、できる限り住み慣れた環境で生活を送ることを基本に、それぞれの生活スタイルやニーズに応じたきめ細かなサービスの提供ができるよう、人材を育成するとともに、機関連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等を行うことで各種のサービスの質的向上を図ります。</p> <p>また、障害福祉サービスの充実だけでなく、家族への支援や保健・医療・福祉が連携したサービス提供体制の整備、障がいの早期発見から療育・教育に至るまで切れ目のない支援が必要なため、障がい者がそれぞれのライフステージに応じたサービスが受けられるよう、総合的な施策推進やそのための体制整備を図ります。</p>	<p>3個人の尊厳の保持と総合的な支援サービスの提供</p> <p>生活支援サービスを提供するにあたっては、誰もが人としての尊厳と意思を尊重されることが大切です。</p> <p>障害福祉サービスは、契約によって主体的にサービスを選択することができることから、利用者とサービス提供者との対等な関係を保持することが重要であるとともに、利用者の権利が侵害され不利益を被ることのないように、成年後見制度の利用支援など権利擁護に向けたサポート体制を充実させることも必要です。</p> <p>また、障害福祉サービスの充実だけでなく、家族への支援や保健・医療・福祉の連携したサービス体制の整備、障がいの早期発見から療育・教育に至るまで連続性のある支援が必要なため、障がい者がそれぞれのライフステージに応じたサービスが受けられるよう、総合的な施策推進やそのための体制整備が重要となっています。</p> <p>できる限り住み慣れた環境で生活を送ることを基本に、福祉サービス利用希望者それぞれの生活スタイルを尊重し、各自のニーズに応じたきめ細かなサービスの提供ができるよう、人材を育成し、連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行うことで各種の福祉サービスの質的向上を図ります。</p>

生駒市第5期障がい者福祉計画（第1部）新旧対照表（案）

第5期生駒市障がい者福祉計画（第1部）新旧対照表（案）	第4期計画
第1部 計画の基本的事項	第1部 計画の基本的事項
第5章 重点課題	第5章 重点課題
4 共に理解し、共に生きる社会づくり	4 共に理解し、共に生きる社会づくり
<p>障がいがある人もない人も、子どもや高齢者も共に生きる社会づくりが求められています。障がい者の社会参加を推進するためには、市民一人ひとりが障がい者に対する「心の壁（バリア）」を取り除くことや、様々な障がいの特性やそれぞれに必要な配慮を理解し、日常生活でちょっとした配慮を実践していくことが大切です。</p> <p>また、障がい者の自立性や主体性を育むためには、幼少期から「共に学び、共に育つ」環境が重要です。障がい者の保育や教育において、個々の成長段階に応じた療育や、障がいの状態や個々の能力・適性、家庭環境等に応じたきめ細かな教育プログラム等、子どもの将来の自立に向けた、切れ目のない分野横断的な支援が必要です。</p>	<p>障がいがある人もない人も、子どもや高齢者も共に生きる社会づくりが求められています。障がい者の社会参加を推進するためには、障がい者に対する「心の壁（バリア）」を取り除くことや、様々な障がいの特性や障がい者が困っていること、そしてそれぞれに必要な配慮を理解し、日常生活でちょっとした配慮を実践していくことも大切です。</p> <p>また、障がい者の自立性や主体性を育むためには、幼少期から「共に学び、共に育つ」環境が必要です。障がい者の保育や教育については、障がいのある子どもたちの可能性を伸ばすために、個々の成長段階に応じた療育や、障がいの状態や個々の能力・適性、家庭環境等に応じたきめ細かな教育プログラムが必要です。</p>
5 生きがいある生活と社会参加	5 生きがいある生活と社会参加
<p>障がい者が就労の機会を得ることは、社会の構成員の一員として社会参加し、生きがいを見出すうえで大切なことです。働く意欲を持つ障がい者の能力や適性に応じた就労の機会や場を確保するとともに、相談支援等の充実を図ることが必要です。</p> <p>また、同じ障がいや悩みなどを抱え、同じ立場にある障がい当事者同士が、互いの体験・経験を基に語り合い、問題の解決に向けてサポートを行う相互支援の取り組み（ピアサポート）も必要です。</p> <p>住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、これらの取り組みの充実を図り、一般就労への移行等、就労機会の拡大に努めます。また、文化・スポーツ活動を通じた多様なコミュニケーションや自己表現により、いつでも生きがいや希望をもって社会参加を図ることができる環境整備をめざします。</p>	<p>障がい者が就労の機会を得ることは、社会の構成員の一員として社会参加し、生きがいを見出すうえで大切なことです。働く意欲を持つ障がい者の能力や適性に応じて、就労の機会や場を充実させるとともに、相談支援等の充実を図ることも必要です。</p> <p>また、同じ障がいや悩みなどを抱えている、体験・経験の共感者、つまり同じ立場にある障がい当事者同士が、互いの体験・経験を基に語り合い、問題の解決に向けて協働的にサポートを行う相互支援の取り組み（ピアサポート）も必要とされており、取り組みの充実を図っていきます。</p>

生駒市第5期障がい者福祉計画（第1部）新旧対照表（案）

第5期生駒市障がい者福祉計画（第1部）新旧対照表（案）	第4期計画																																																
第1部 計画の基本的事項	第1部 計画の基本的事項																																																
第6章 生駒市の障がいの状況	第6章 生駒市の障がいの状況																																																
1 人口と世帯数	1 人口と世帯数																																																
<p>(1) 人口と世帯数の推移</p> <p>本市は、昭和50年代に人口が急増し、平成2年に10万人に到達した後も増加傾向をみせていたものの、平成26年の121,185人をピークに平成29年の人口は120,741人と減少傾向となっています。その一方で世帯数は49,672世帯と増加しており、1世帯当たり人員は2.43人と年々減少傾向となっています。</p> <p>人口ピラミッドをみると、65歳から75歳の分布が多いことから、今後75歳以上の高齢者が一層増加することが予測されます。</p>	<p>(1) 人口と世帯数の推移</p> <p>本市は、昭和50年代に人口が急増し、平成2年に10万人に到達した後も増加傾向をみせながら、現在に至っています。平成26年の人口は121,185人、世帯数は48,477世帯と増加をたどる一方で、1世帯当たり人員は2.50人と年々減少傾向となっています。</p> <p>人口ピラミッドをみると、30歳未満が少なく、60歳から70歳の分布が多いことから、高齢化率が今後さらに高くなっていくことがうかがえます。</p>																																																
<p>図表1 人口、世帯数及び1世帯あたりの人員 (単位：人、世帯)</p> <table border="1" data-bbox="80 643 987 791"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成25年</th> <th>平成26年</th> <th>平成27年</th> <th>平成28年</th> <th>平成29年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口</td> <td>121,031</td> <td>121,185</td> <td>120,893</td> <td>120,835</td> <td>120,741</td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>47,965</td> <td>48,477</td> <td>48,784</td> <td>49,184</td> <td>49,672</td> </tr> <tr> <td>1世帯あたりの人員</td> <td>2.52</td> <td>2.5</td> <td>2.48</td> <td>2.46</td> <td>2.43</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各年4月1日現在の住民基本台帳による</p>	区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	人口	121,031	121,185	120,893	120,835	120,741	世帯数	47,965	48,477	48,784	49,184	49,672	1世帯あたりの人員	2.52	2.5	2.48	2.46	2.43	<p>図表1 人口、世帯数及び1世帯あたりの人員の推移 (単位：人、世帯)</p> <table border="1" data-bbox="1155 643 2029 783"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成22年</th> <th>平成23年</th> <th>平成24年</th> <th>平成25年</th> <th>平成26年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口</td> <td>118,675</td> <td>119,107</td> <td>119,910</td> <td>121,031</td> <td>121,185</td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>45,636</td> <td>46,247</td> <td>47,000</td> <td>47,965</td> <td>48,477</td> </tr> <tr> <td>1世帯あたりの人員</td> <td>2.60</td> <td>2.58</td> <td>2.55</td> <td>2.52</td> <td>2.50</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各年4月1日現在の住民基本台帳による ※平成25年からは外国人も含む</p>	区分	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	人口	118,675	119,107	119,910	121,031	121,185	世帯数	45,636	46,247	47,000	47,965	48,477	1世帯あたりの人員	2.60	2.58	2.55	2.52	2.50
区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年																																												
人口	121,031	121,185	120,893	120,835	120,741																																												
世帯数	47,965	48,477	48,784	49,184	49,672																																												
1世帯あたりの人員	2.52	2.5	2.48	2.46	2.43																																												
区分	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年																																												
人口	118,675	119,107	119,910	121,031	121,185																																												
世帯数	45,636	46,247	47,000	47,965	48,477																																												
1世帯あたりの人員	2.60	2.58	2.55	2.52	2.50																																												
<p>図表2 人口ピラミッド (単位：歳、人)</p>  <p>※平成29年4月1日現在の住民基本台帳による</p>	<p>図表2 人口ピラミッド</p>  <p>※平成26年4月1日現在の住民基本台帳による</p>																																																

生駒市第5期障がい者福祉計画（第1部） 新旧対照表（案）

第5期生駒市障がい者福祉計画（第1部） 新旧対照表（案）	第4期計画																																																																																																																																																																																																																																																																					
第1部 計画の基本的事項	第1部 計画の基本的事項																																																																																																																																																																																																																																																																					
第6章 生駒市の障がい者の状況	第6章 生駒市の障がい者の状況																																																																																																																																																																																																																																																																					
<p>(2) 人口の推移及び将来推計人口</p> <p>本市の人口は今後ゆるやかに減少し、平成47年には117,800人となるものと推計されています。</p> <p>また、高齢化率は平成27年の25.4%から平成47年には30.9%と上昇を続ける一方で、生産年齢人口比率は平成27年の59.8%から、平成47年には56.4%と低下をたどっていく推計となっています。</p>	<p>(2) 人口の推移及び将来推計人口</p> <p>本市の人口は、平成26年4月1日現在で121,185人となっており、平成30年の123,816人をピークに減少に転じ、平成44年には117,074人となるものと推計されています。</p> <p>また、高齢化率は平成27年の25.2%から平成44年には31.8%と上昇を続ける一方で、生産年齢人口比率は平成27年の60.0%から、平成30年には58.7%と減少をたどり、以降ほぼ横ばいの推計となっています。</p>																																																																																																																																																																																																																																																																					
<p>図表3 将来推計人口 (単位：人)</p> <table border="1"> <caption>図表3 将来推計人口 (単位：人)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H22</td><td>119,799</td></tr> <tr><td>H27</td><td>121,048</td></tr> <tr><td>H32</td><td>121,400</td></tr> <tr><td>H37</td><td>120,800</td></tr> <tr><td>H42</td><td>119,500</td></tr> <tr><td>H47</td><td>117,800</td></tr> </tbody> </table> <p>図表4 年齢3区分別人口推移 (単位：人)</p> <table border="1"> <caption>図表4 年齢3区分別人口推移 (単位：人)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>年少人口(0~14歳)</th> <th>生産年齢人口(15~64歳)</th> <th>老年人口(65歳以上)</th> <th>年少人口(0~14歳)比率</th> <th>生産年齢人口(15~64歳)比率</th> <th>老年人口(65歳以上)比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H22</td><td>17,719</td><td>77,493</td><td>24,587</td><td>14.8%</td><td>64.7%</td><td>20.5%</td></tr> <tr><td>H27</td><td>17,835</td><td>72,439</td><td>30,774</td><td>14.7%</td><td>59.8%</td><td>25.4%</td></tr> <tr><td>H32</td><td>16,600</td><td>71,200</td><td>33,600</td><td>13.7%</td><td>58.6%</td><td>27.7%</td></tr> <tr><td>H37</td><td>15,300</td><td>70,950</td><td>34,600</td><td>12.7%</td><td>58.7%</td><td>28.5%</td></tr> <tr><td>H42</td><td>14,600</td><td>69,700</td><td>35,200</td><td>12.2%</td><td>58.3%</td><td>29.5%</td></tr> <tr><td>H47</td><td>15,000</td><td>66,400</td><td>36,400</td><td>12.7%</td><td>56.4%</td><td>30.9%</td></tr> </tbody> </table>	年度	人口	H22	119,799	H27	121,048	H32	121,400	H37	120,800	H42	119,500	H47	117,800	年度	年少人口(0~14歳)	生産年齢人口(15~64歳)	老年人口(65歳以上)	年少人口(0~14歳)比率	生産年齢人口(15~64歳)比率	老年人口(65歳以上)比率	H22	17,719	77,493	24,587	14.8%	64.7%	20.5%	H27	17,835	72,439	30,774	14.7%	59.8%	25.4%	H32	16,600	71,200	33,600	13.7%	58.6%	27.7%	H37	15,300	70,950	34,600	12.7%	58.7%	28.5%	H42	14,600	69,700	35,200	12.2%	58.3%	29.5%	H47	15,000	66,400	36,400	12.7%	56.4%	30.9%	<p>図表3 将来推計人口 (単位：人)</p> <table border="1"> <caption>図表3 将来推計人口 (単位：人)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H24</td><td>121,185</td></tr> <tr><td>H25</td><td>122,313</td></tr> <tr><td>H26</td><td>123,011</td></tr> <tr><td>H27</td><td>123,491</td></tr> <tr><td>H28</td><td>123,750</td></tr> <tr><td>H29</td><td>123,816</td></tr> <tr><td>H30</td><td>123,753</td></tr> <tr><td>H31</td><td>123,621</td></tr> <tr><td>H32</td><td>123,398</td></tr> <tr><td>H33</td><td>123,100</td></tr> <tr><td>H34</td><td>122,730</td></tr> <tr><td>H35</td><td>122,251</td></tr> <tr><td>H36</td><td>121,920</td></tr> <tr><td>H37</td><td>121,520</td></tr> <tr><td>H38</td><td>120,634</td></tr> <tr><td>H39</td><td>119,988</td></tr> <tr><td>H40</td><td>119,385</td></tr> <tr><td>H41</td><td>118,593</td></tr> <tr><td>H42</td><td>117,847</td></tr> <tr><td>H43</td><td>117,074</td></tr> <tr><td>H44</td><td>117,074</td></tr> </tbody> </table> <p>図表4 年齢3区分別人口推移</p> <table border="1"> <caption>図表4 年齢3区分別人口推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>年少人口(0~14歳)</th> <th>生産年齢人口(15~64歳)</th> <th>老年人口(65歳以上)</th> <th>年少人口(0~14歳)比率</th> <th>生産年齢人口(15~64歳)比率</th> <th>老年人口(65歳以上)比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H24</td><td>18,061</td><td>76,853</td><td>26,271</td><td>14.8%</td><td>60.0%</td><td>25.2%</td></tr> <tr><td>H25</td><td>18,113</td><td>75,200</td><td>26,991</td><td>14.8%</td><td>59.8%</td><td>25.4%</td></tr> <tr><td>H26</td><td>18,139</td><td>74,410</td><td>27,561</td><td>14.8%</td><td>59.5%</td><td>25.7%</td></tr> <tr><td>H27</td><td>18,211</td><td>73,456</td><td>28,823</td><td>14.8%</td><td>59.0%</td><td>26.2%</td></tr> <tr><td>H28</td><td>18,290</td><td>72,880</td><td>29,630</td><td>14.8%</td><td>58.7%</td><td>26.5%</td></tr> <tr><td>H29</td><td>18,300</td><td>72,297</td><td>30,203</td><td>14.8%</td><td>58.4%</td><td>26.8%</td></tr> <tr><td>H30</td><td>18,317</td><td>71,972</td><td>31,501</td><td>14.8%</td><td>58.1%</td><td>27.1%</td></tr> <tr><td>H31</td><td>18,359</td><td>71,606</td><td>32,835</td><td>14.8%</td><td>57.7%</td><td>27.5%</td></tr> <tr><td>H32</td><td>18,389</td><td>71,380</td><td>34,321</td><td>14.8%</td><td>57.4%</td><td>27.8%</td></tr> <tr><td>H33</td><td>18,411</td><td>71,211</td><td>35,868</td><td>14.8%</td><td>57.1%</td><td>28.1%</td></tr> <tr><td>H34</td><td>18,439</td><td>71,055</td><td>37,489</td><td>14.8%</td><td>56.8%</td><td>28.4%</td></tr> <tr><td>H35</td><td>18,464</td><td>70,857</td><td>39,154</td><td>14.8%</td><td>56.5%</td><td>28.7%</td></tr> <tr><td>H36</td><td>18,485</td><td>70,689</td><td>40,886</td><td>14.8%</td><td>56.2%</td><td>29.0%</td></tr> <tr><td>H37</td><td>18,502</td><td>70,544</td><td>42,689</td><td>14.8%</td><td>56.0%</td><td>29.2%</td></tr> <tr><td>H38</td><td>18,516</td><td>70,410</td><td>44,559</td><td>14.8%</td><td>55.8%</td><td>29.4%</td></tr> <tr><td>H39</td><td>18,528</td><td>70,288</td><td>46,481</td><td>14.8%</td><td>55.6%</td><td>29.6%</td></tr> <tr><td>H40</td><td>18,538</td><td>70,177</td><td>48,459</td><td>14.8%</td><td>55.4%</td><td>29.8%</td></tr> <tr><td>H41</td><td>18,546</td><td>70,077</td><td>50,491</td><td>14.8%</td><td>55.3%</td><td>30.0%</td></tr> <tr><td>H42</td><td>18,552</td><td>69,987</td><td>52,569</td><td>14.8%</td><td>55.2%</td><td>30.2%</td></tr> <tr><td>H43</td><td>18,556</td><td>69,907</td><td>54,691</td><td>14.8%</td><td>55.1%</td><td>30.4%</td></tr> <tr><td>H44</td><td>18,559</td><td>69,837</td><td>56,856</td><td>14.8%</td><td>55.0%</td><td>30.6%</td></tr> </tbody> </table>	年度	人口	H24	121,185	H25	122,313	H26	123,011	H27	123,491	H28	123,750	H29	123,816	H30	123,753	H31	123,621	H32	123,398	H33	123,100	H34	122,730	H35	122,251	H36	121,920	H37	121,520	H38	120,634	H39	119,988	H40	119,385	H41	118,593	H42	117,847	H43	117,074	H44	117,074	年度	年少人口(0~14歳)	生産年齢人口(15~64歳)	老年人口(65歳以上)	年少人口(0~14歳)比率	生産年齢人口(15~64歳)比率	老年人口(65歳以上)比率	H24	18,061	76,853	26,271	14.8%	60.0%	25.2%	H25	18,113	75,200	26,991	14.8%	59.8%	25.4%	H26	18,139	74,410	27,561	14.8%	59.5%	25.7%	H27	18,211	73,456	28,823	14.8%	59.0%	26.2%	H28	18,290	72,880	29,630	14.8%	58.7%	26.5%	H29	18,300	72,297	30,203	14.8%	58.4%	26.8%	H30	18,317	71,972	31,501	14.8%	58.1%	27.1%	H31	18,359	71,606	32,835	14.8%	57.7%	27.5%	H32	18,389	71,380	34,321	14.8%	57.4%	27.8%	H33	18,411	71,211	35,868	14.8%	57.1%	28.1%	H34	18,439	71,055	37,489	14.8%	56.8%	28.4%	H35	18,464	70,857	39,154	14.8%	56.5%	28.7%	H36	18,485	70,689	40,886	14.8%	56.2%	29.0%	H37	18,502	70,544	42,689	14.8%	56.0%	29.2%	H38	18,516	70,410	44,559	14.8%	55.8%	29.4%	H39	18,528	70,288	46,481	14.8%	55.6%	29.6%	H40	18,538	70,177	48,459	14.8%	55.4%	29.8%	H41	18,546	70,077	50,491	14.8%	55.3%	30.0%	H42	18,552	69,987	52,569	14.8%	55.2%	30.2%	H43	18,556	69,907	54,691	14.8%	55.1%	30.4%	H44	18,559	69,837	56,856	14.8%	55.0%	30.6%
年度	人口																																																																																																																																																																																																																																																																					
H22	119,799																																																																																																																																																																																																																																																																					
H27	121,048																																																																																																																																																																																																																																																																					
H32	121,400																																																																																																																																																																																																																																																																					
H37	120,800																																																																																																																																																																																																																																																																					
H42	119,500																																																																																																																																																																																																																																																																					
H47	117,800																																																																																																																																																																																																																																																																					
年度	年少人口(0~14歳)	生産年齢人口(15~64歳)	老年人口(65歳以上)	年少人口(0~14歳)比率	生産年齢人口(15~64歳)比率	老年人口(65歳以上)比率																																																																																																																																																																																																																																																																
H22	17,719	77,493	24,587	14.8%	64.7%	20.5%																																																																																																																																																																																																																																																																
H27	17,835	72,439	30,774	14.7%	59.8%	25.4%																																																																																																																																																																																																																																																																
H32	16,600	71,200	33,600	13.7%	58.6%	27.7%																																																																																																																																																																																																																																																																
H37	15,300	70,950	34,600	12.7%	58.7%	28.5%																																																																																																																																																																																																																																																																
H42	14,600	69,700	35,200	12.2%	58.3%	29.5%																																																																																																																																																																																																																																																																
H47	15,000	66,400	36,400	12.7%	56.4%	30.9%																																																																																																																																																																																																																																																																
年度	人口																																																																																																																																																																																																																																																																					
H24	121,185																																																																																																																																																																																																																																																																					
H25	122,313																																																																																																																																																																																																																																																																					
H26	123,011																																																																																																																																																																																																																																																																					
H27	123,491																																																																																																																																																																																																																																																																					
H28	123,750																																																																																																																																																																																																																																																																					
H29	123,816																																																																																																																																																																																																																																																																					
H30	123,753																																																																																																																																																																																																																																																																					
H31	123,621																																																																																																																																																																																																																																																																					
H32	123,398																																																																																																																																																																																																																																																																					
H33	123,100																																																																																																																																																																																																																																																																					
H34	122,730																																																																																																																																																																																																																																																																					
H35	122,251																																																																																																																																																																																																																																																																					
H36	121,920																																																																																																																																																																																																																																																																					
H37	121,520																																																																																																																																																																																																																																																																					
H38	120,634																																																																																																																																																																																																																																																																					
H39	119,988																																																																																																																																																																																																																																																																					
H40	119,385																																																																																																																																																																																																																																																																					
H41	118,593																																																																																																																																																																																																																																																																					
H42	117,847																																																																																																																																																																																																																																																																					
H43	117,074																																																																																																																																																																																																																																																																					
H44	117,074																																																																																																																																																																																																																																																																					
年度	年少人口(0~14歳)	生産年齢人口(15~64歳)	老年人口(65歳以上)	年少人口(0~14歳)比率	生産年齢人口(15~64歳)比率	老年人口(65歳以上)比率																																																																																																																																																																																																																																																																
H24	18,061	76,853	26,271	14.8%	60.0%	25.2%																																																																																																																																																																																																																																																																
H25	18,113	75,200	26,991	14.8%	59.8%	25.4%																																																																																																																																																																																																																																																																
H26	18,139	74,410	27,561	14.8%	59.5%	25.7%																																																																																																																																																																																																																																																																
H27	18,211	73,456	28,823	14.8%	59.0%	26.2%																																																																																																																																																																																																																																																																
H28	18,290	72,880	29,630	14.8%	58.7%	26.5%																																																																																																																																																																																																																																																																
H29	18,300	72,297	30,203	14.8%	58.4%	26.8%																																																																																																																																																																																																																																																																
H30	18,317	71,972	31,501	14.8%	58.1%	27.1%																																																																																																																																																																																																																																																																
H31	18,359	71,606	32,835	14.8%	57.7%	27.5%																																																																																																																																																																																																																																																																
H32	18,389	71,380	34,321	14.8%	57.4%	27.8%																																																																																																																																																																																																																																																																
H33	18,411	71,211	35,868	14.8%	57.1%	28.1%																																																																																																																																																																																																																																																																
H34	18,439	71,055	37,489	14.8%	56.8%	28.4%																																																																																																																																																																																																																																																																
H35	18,464	70,857	39,154	14.8%	56.5%	28.7%																																																																																																																																																																																																																																																																
H36	18,485	70,689	40,886	14.8%	56.2%	29.0%																																																																																																																																																																																																																																																																
H37	18,502	70,544	42,689	14.8%	56.0%	29.2%																																																																																																																																																																																																																																																																
H38	18,516	70,410	44,559	14.8%	55.8%	29.4%																																																																																																																																																																																																																																																																
H39	18,528	70,288	46,481	14.8%	55.6%	29.6%																																																																																																																																																																																																																																																																
H40	18,538	70,177	48,459	14.8%	55.4%	29.8%																																																																																																																																																																																																																																																																
H41	18,546	70,077	50,491	14.8%	55.3%	30.0%																																																																																																																																																																																																																																																																
H42	18,552	69,987	52,569	14.8%	55.2%	30.2%																																																																																																																																																																																																																																																																
H43	18,556	69,907	54,691	14.8%	55.1%	30.4%																																																																																																																																																																																																																																																																
H44	18,559	69,837	56,856	14.8%	55.0%	30.6%																																																																																																																																																																																																																																																																

生駒市第5期障がい者福祉計画（第1部）新旧対照表（案）

第5期生駒市障がい者福祉計画（第1部）新旧対照表（案）	第4期計画
第1部 計画の基本的事項	第1部 計画の基本的事項
第6章 生駒市の障がい者の状況	第6章 生駒市の障がい者の状況
(削除)	(3) 小学校区別人口 (省略) (図表5略)
2 障がい者の状況	2 障がい者の状況
<p>(1) 障がい程度別障がい者数の推移と推計</p> <p>平成29年現在の障がい者（手帳所持者）数は、身体障がい者が3,780人、知的障がい者が683人、精神障がい者が620人で、障がい者総数は5,083人、障がい者比率は4.21%となっています。障がい程度別にみると、身体障がいは、4級が最も多く、次いで1級が多くなっており、また1級、2級を合わせた重度障害者は約40%を占めています。知的障がいは、Bが全体の約54%を占めています。精神障がいは、2級が最も多く、全体の約59%を占めています。</p> <p>直近3年間の推移を見ると、いずれの障がいも年々増加しており、それに伴い、障がい者比率も高くなる傾向にあります。</p> <p>平成32年における障がい者数の推計では、身体障がい者が3,921人、知的障がい者が775人、精神障がい者が764人で、障がい者総数は5,460人となると見込まれます。</p>	<p>(1) 障がい程度別障がい者数の推移と推計</p> <p>障がい者（手帳所持者）数は、平成26年4月1日現在で、身体障がい者が3,705人、知的障がい者が621人、精神障がい者が491人で、障がい者総数は4,817人、障がい者比率は3.97%となっています。</p> <p>障がい者数の推移では、平成29年における身体障がい者が3,950人、知的障がい者が707人、精神障がい者が630人で、障がい者総数は5,287人となり、いずれの障がいも年々増加しており、それに伴い、障がい者比率も高くなる傾向にあります。</p> <p>障がい程度別にみると、身体障がいは1級と4級が多く、また1、2級を合わせると約42%を占め、重度障がい者の割合が高くなっています。知的障がいは、A・Bともほぼ同じ割合で、精神障がいは、2級が最も多く、全体の約66%を占めています。</p>

生駒市第5期障がい者福祉計画（第1部）新旧対照表（案）

第5期生駒市障がい者福祉計画（第1部）新旧対照表（案）									第4期計画							
第1部 計画の基本的事項									第1部 計画の基本的事項							
第6章 生駒市の障がい者の状況									第6章 生駒市の障がい者の状況							
図表5 障がい程度別障がい者数の推移と推計 (単位：人)									図表6 障がい者数の推移と推計 (単位：人)							
身体障がい者数	1級	1,016	1,046	1,095	1,115	1,135	1,155	1,255	身体障がい者数	1級	996	993	1,018	1,036	1,054	1,072
	2級	483	477	471	463	455	447	407		2級	510	508	509	510	511	512
	3級	685	696	679	684	689	694	719		3級	656	668	683	702	721	741
	4級	1,123	1,126	1,101	1,116	1,131	1,146	1,221		4級	1,028	1,070	1,137	1,179	1,123	1,268
	5級	219	229	242	250	258	266	306		5級	203	202	202	203	204	205
	6級	175	180	192	199	206	213	248		6級	157	155	156	154	153	152
	計	3,701	3,754	3,780	3,827	3,874	3,921	4,156		計	3,550	3,596	3,705	3,784	3,866	3,950
	A	123	106	100	90	80	70	20		A	194	164	144	119	98	81
	A1	67	79	89	98	108	118	173		A1	29	44	57	69	80	89
A2	109	109	127	141	155	170	249	A2	51	80	96	116	134	150		
B	39	37	33	28	23	18	0	B	142	100	60	20	10	10		
B1	135	146	157	167	177	187	241	B1	59	87	122	149	164	174		
B2	154	168	177	188	200	212	274	B2	78	111	142	175	191	203		
計	627	645	683	712	743	775	957	計	553	586	621	648	677	707		
知的障がい者数	1級	66	74	80	86	92	98	128	知的障がい者数	1級	52	58	64	67	70	73
	2級	335	345	367	389	411	433	543		2級	256	280	326	354	384	417
	3級	127	153	173	193	213	233	333		3級	73	85	101	113	126	140
	計	528	572	620	668	716	764	1,004		計	381	423	491	534	580	630
障がい者総数		4,856	4,971	5,083	5,207	5,333	5,460	6,117	障がい者総数		4,484	4,605	4,817	4,966	5,123	5,287
総人口		120,893	120,835	120,741	121,000	121,200	121,400	120,800	総人口		120,959	121,031	121,185	123,013	123,491	123,750
障がい者比率		4.02%	4.11%	4.21%	4.30%	4.40%	4.50%	5.06%	障がい者比率		3.71%	3.80%	3.97%	4.04%	4.15%	4.27%

※総人口、身体障がい者数、知的障がい者数は各年4月1日現在の数値（本市調べ）
 ※精神障がい者数は各年6月末現在の数値（県調べ）
 註 平成29年の精神障がい者数は現時点での推計であり、確定後に30年以降を再度推計予定。

※総人口、身体障がい者数、知的障がい者数は各年4月1日現在の数値（本市調べ）
 ※精神障がい者数は各年6月末現在の数値（本市調べ）

生駒市第5期障がい者福祉計画（第1部）新旧対照表（案）

第5期生駒市障がい者福祉計画（第1部）新旧対照表（案）	第4期計画																																																							
第1部 計画の基本的事項	第1部 計画の基本的事項																																																							
第6章 生駒市の障がい者の状況	第6章 生駒市の障がい者の状況																																																							
<p>(2) 年齢3区分別障がい者数の推移</p> <p>平成29年の障がい者数を年齢3区分別に見ると、18歳未満が319人（6.3%）、18歳～64歳が1,787人（35.4%）、65歳以上が2,937人（58.2%）となっています。</p> <p>直近4年間の推移を見ると、65歳以上の障がい者数の増加が目立ち、障がい者の高齢化が進んでいることがわかります。</p>	(新設)																																																							
<p>図表6 年齢3区分別・障がい別障がい者数と構成比 (単位：人)</p> <table border="1" data-bbox="85 528 1008 778"> <thead> <tr> <th></th> <th>身体障がい者数</th> <th>知的障がい者数</th> <th>精神障がい者数</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18歳未満</td> <td>78 1.5%</td> <td>231 4.6%</td> <td>10 0.2%</td> <td>319 6.3%</td> </tr> <tr> <td>18歳～64歳</td> <td>884 17.5%</td> <td>416 8.2%</td> <td>487 9.7%</td> <td>1,787 35.4%</td> </tr> <tr> <td>65歳以上</td> <td>2,818 55.9%</td> <td>36 0.7%</td> <td>83 1.6%</td> <td>2,937 58.2%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3,780 75.0%</td> <td>683 13.5%</td> <td>580 11.5%</td> <td>5,043 100.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成29年4月1日現在の数値（本市調べ）</p> <p>図表7 年齢3区分別障がい者数の推移 (単位：人)</p> <table border="1" data-bbox="85 855 1008 1018"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成26年</th> <th>平成27年</th> <th>平成28年</th> <th>平成29年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18歳未満</td> <td>302</td> <td>314</td> <td>306</td> <td>319</td> </tr> <tr> <td>18歳～64歳</td> <td>1,767</td> <td>1,751</td> <td>1,791</td> <td>1,787</td> </tr> <tr> <td>65歳以上</td> <td>2,725</td> <td>2,793</td> <td>2,873</td> <td>2,937</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4,794</td> <td>4,858</td> <td>4,970</td> <td>5,043</td> </tr> <tr> <td>65歳以上の割合</td> <td>56.8%</td> <td>57.5%</td> <td>57.8%</td> <td>58.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各年4月1日現在の数値（本市調べ）</p>		身体障がい者数	知的障がい者数	精神障がい者数	計	18歳未満	78 1.5%	231 4.6%	10 0.2%	319 6.3%	18歳～64歳	884 17.5%	416 8.2%	487 9.7%	1,787 35.4%	65歳以上	2,818 55.9%	36 0.7%	83 1.6%	2,937 58.2%	計	3,780 75.0%	683 13.5%	580 11.5%	5,043 100.0%		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	18歳未満	302	314	306	319	18歳～64歳	1,767	1,751	1,791	1,787	65歳以上	2,725	2,793	2,873	2,937	計	4,794	4,858	4,970	5,043	65歳以上の割合	56.8%	57.5%	57.8%	58.2%	(新設)
	身体障がい者数	知的障がい者数	精神障がい者数	計																																																				
18歳未満	78 1.5%	231 4.6%	10 0.2%	319 6.3%																																																				
18歳～64歳	884 17.5%	416 8.2%	487 9.7%	1,787 35.4%																																																				
65歳以上	2,818 55.9%	36 0.7%	83 1.6%	2,937 58.2%																																																				
計	3,780 75.0%	683 13.5%	580 11.5%	5,043 100.0%																																																				
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年																																																				
18歳未満	302	314	306	319																																																				
18歳～64歳	1,767	1,751	1,791	1,787																																																				
65歳以上	2,725	2,793	2,873	2,937																																																				
計	4,794	4,858	4,970	5,043																																																				
65歳以上の割合	56.8%	57.5%	57.8%	58.2%																																																				

生駒市第5期障がい者福祉計画（第1部） 新旧対照表（案）

第5期生駒市障がい者福祉計画（第1部） 新旧対照表（案）	第4期計画																																																																																																									
第1部 計画の基本的事項	第1部 計画の基本的事項																																																																																																									
第6章 生駒市の障がい者の状況	第6章 生駒市の障がい者の状況																																																																																																									
<p>(3) 身体障がい者の部位別にみた推移と推計</p> <p>身体障がい者数の推移を障がい部位別にみると、肢体不自由及び内部機能障がいの増加が多く、これらの部位の障がい者数は、身体障がい者全体の約87%を占めています。これは、加齢にともなう疾病を原因とする後天的な障がいに影響しているものと考えられます。</p> <p>図表8 障がい部位別に見た障がい者の推移と推計 (単位：人)</p> <table border="1" data-bbox="85 550 1093 778"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年</th> <th>平成28年</th> <th>平成29年</th> <th>平成30年 推 計</th> <th>平成31年 推 計</th> <th>平成32年 推 計</th> <th>(参 考) 平成37年 推 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視 覚</td> <td>226</td> <td>226</td> <td>228</td> <td>225</td> <td>222</td> <td>219</td> <td>204</td> </tr> <tr> <td>聴覚・平衡</td> <td>234</td> <td>236</td> <td>244</td> <td>249</td> <td>254</td> <td>259</td> <td>284</td> </tr> <tr> <td>音声・言語</td> <td>37</td> <td>37</td> <td>32</td> <td>32</td> <td>32</td> <td>32</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>肢体不自由</td> <td>2,084</td> <td>2,083</td> <td>2,054</td> <td>2,062</td> <td>2,070</td> <td>2,078</td> <td>2,118</td> </tr> <tr> <td>内部機能</td> <td>1,120</td> <td>1,172</td> <td>1,222</td> <td>1,259</td> <td>1,296</td> <td>1,333</td> <td>1,518</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3,701</td> <td>3,754</td> <td>3,780</td> <td>3,827</td> <td>3,874</td> <td>3,921</td> <td>4,156</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各年4月1日現在の数値 (本市調べ)</p>		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年 推 計	平成31年 推 計	平成32年 推 計	(参 考) 平成37年 推 計	視 覚	226	226	228	225	222	219	204	聴覚・平衡	234	236	244	249	254	259	284	音声・言語	37	37	32	32	32	32	32	肢体不自由	2,084	2,083	2,054	2,062	2,070	2,078	2,118	内部機能	1,120	1,172	1,222	1,259	1,296	1,333	1,518	計	3,701	3,754	3,780	3,827	3,874	3,921	4,156	<p>(2) 身体障がい者の部位別にみた推移と推計</p> <p>身体障がい者数の推移を障がい部位別にみると、肢体不自由及び内部機能障がいの増加が多く、これらの部位の障がい者数は、身体障がい者全体の約86%を占めています。これは、加齢にともなう疾病を原因とする後天的な障がいに影響しているものと考えられます。</p> <p>図表7 障がい部位別にみた推移と推計 (単位：人)</p> <table border="1" data-bbox="1146 550 1989 778"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成24年</th> <th>平成25年</th> <th>平成26年</th> <th>平成27年</th> <th>平成28年</th> <th>平成29年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視 覚</td> <td>242</td> <td>236</td> <td>229</td> <td>222</td> <td>215</td> <td>208</td> </tr> <tr> <td>聴覚・平衡</td> <td>217</td> <td>220</td> <td>226</td> <td>231</td> <td>208</td> <td>241</td> </tr> <tr> <td>音声・言語</td> <td>34</td> <td>38</td> <td>34</td> <td>35</td> <td>37</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>肢体不自由</td> <td>2,017</td> <td>2,040</td> <td>2,103</td> <td>2,146</td> <td>2,190</td> <td>2,235</td> </tr> <tr> <td>内部機能</td> <td>1,040</td> <td>1,062</td> <td>1,113</td> <td>1,150</td> <td>1,188</td> <td>1,227</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3,550</td> <td>3,596</td> <td>3,705</td> <td>3,784</td> <td>3,784</td> <td>3,950</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各年4月1日現在の数値</p>		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	視 覚	242	236	229	222	215	208	聴覚・平衡	217	220	226	231	208	241	音声・言語	34	38	34	35	37	39	肢体不自由	2,017	2,040	2,103	2,146	2,190	2,235	内部機能	1,040	1,062	1,113	1,150	1,188	1,227	計	3,550	3,596	3,705	3,784	3,784	3,950
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年 推 計	平成31年 推 計	平成32年 推 計	(参 考) 平成37年 推 計																																																																																																			
視 覚	226	226	228	225	222	219	204																																																																																																			
聴覚・平衡	234	236	244	249	254	259	284																																																																																																			
音声・言語	37	37	32	32	32	32	32																																																																																																			
肢体不自由	2,084	2,083	2,054	2,062	2,070	2,078	2,118																																																																																																			
内部機能	1,120	1,172	1,222	1,259	1,296	1,333	1,518																																																																																																			
計	3,701	3,754	3,780	3,827	3,874	3,921	4,156																																																																																																			
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年																																																																																																				
視 覚	242	236	229	222	215	208																																																																																																				
聴覚・平衡	217	220	226	231	208	241																																																																																																				
音声・言語	34	38	34	35	37	39																																																																																																				
肢体不自由	2,017	2,040	2,103	2,146	2,190	2,235																																																																																																				
内部機能	1,040	1,062	1,113	1,150	1,188	1,227																																																																																																				
計	3,550	3,596	3,705	3,784	3,784	3,950																																																																																																				